社友会だより

発 行 センツウ社友会

住 所 神奈川県横浜市港南区芹が谷 4-27-19 〒233-0006 大和田輝彦 内

編集者 大場省平

H25. 10. 11

厚生年金基金の制度改正に関する調査について

厚生年金基金制度の原則廃止を旨とする改正厚生年金法がこの6月の国会で成立しました。 本件は平成24年2月にAIJ投資顧問による年金資産消失事件を契機として、厚生年金基金の在り 方が論議され、本来国で行うべき年金事業の一部を民間に委ねるものは如何なものかとの原則論に 立ち見直されたものであります。いわゆる代行返上であります。

我がセンツウ社友会は、直ちにこの動きに対応し、7月5日の役員会において、「センツウ」の加入している全国通信機械工業厚生年金基金に対し、その動向を調査する旨決定し、先般、役員2名が同基金を訪問、調査・確認しました。

- 調査日
 平成25年8月6日(火)
- 調査担当者 菅原副会長、大和田事務局長
- 対応者
 全国通信機械工業厚生年金基金
 山田事務長
- 4. 確認概要
 - (1) 改正厚生年金法の概要

各基金の財務状況に応じて次の3つの対応が示された。

- ① 一定の基準を満たす基金=(健全な基金) 時価純資産額が最低準備金の1.5倍以上または最低積立金基準額以上の基金 ⇒法律の施行日から5年後も存続が認められる。
- ② 一定の基準を満たさない基金=(代行割れ予備軍基金) 時価純資産額が最低準備金の1.0倍以上1.5倍未満で、かつ最低積立基準額 未満の基金
 - ⇒法律の施行から5年後は解散命令(代行返戻命令)が発動される。
- ③ 代行割れ基金

保有資産額が、最低責任準備金相当額を下回っている基金

⇒法律の施行日から5年以内に解散命令(代行返戻命令)が発動される。

全体の基金中で①に該当する基金は1~2%、②が48%、③は50%以上の状況であるとのこと。

(2) 当基金の現状と今後の選択肢

① 現状

我々の加入している全国通信機械工業厚生年金基金は、時価純資産額が最低責任 準備金の1.28倍(24年度決算見込み)で、②に該当する。⇒一定の基準を満たさない 基金(代行割れ予備軍基金)である。

なお、時価純資産額が、責任準備金の1.5倍(健全基金)になる見通しは今後、今後の 経済状況にもよるが過去の運用実績から見ても不可とのこと。

また、運用利回りが4.5%で設計されており、一般の基金と比べても高い水準となっている。このため運用利回りを確保できないリスクが高い傾向にあり、純資産額は目減りする恐れがある。(給付維持のため資産の取り崩し)

② 今後の選択肢

- ア. 「存続厚生年金基金」として、厚生年金基金を継続
- イ. 代行返上(国の年金を代行している部分の資産である「最低責任準備金相当額」を 国に返還)し、上乗せ部分(基金独自の企業年金部分⇒企業側が負担)を他の企業 年金制度に移行(基金形態は存続)
- ウ. 基金の通常解散(代行返上し上乗せ部分の資産約180億円は、加入年数、掛け金額等により案分し一時金で加入者に返戻)

以上3つの選択肢があるが、時価純資産額が最低責任準備金の基準を満たしていない現状では「イ」または「ウ」の選択肢しかないとのこと。

③ 制度移行時期等

改正厚生年金法は26年4月から施行され、当基金は5年後には解散命令が出される予定であるが(5年間は現状を継続可能)、基金サイドとしては(山田事務長案)、何とか「イ」の方向で検討し、年度内にも結論を出したいとの意向であった。この場合、予定利回り(4.5%)の見直し、給付水準の引き下げ、掛け金の引き上げ(他の企業年金との組み合わせ等を含む)が必要との見解であった。

(3) 総括

代行返上になったとしても、年金の支給元が基金から国に代わるだけで、これまで基金から支給されていた年金が無くなるわけではない。

しかし、もし基金が解散になれば「上乗せ部分」の年金は無くなり(一時金で受領)、加入期間等によりそれぞれ異なるが、概ね約20~25%程度が減額となる模様である。

以上

追記

本件に関する記事が「ねんきん基金ニュース(第35号H25年8月)の4から5ページに掲載されています。